

在外被爆者裁判最高裁で弁 論行われる（2006年4月4日）



在外被爆者訴訟の弁論で最高裁に入場する在外被爆者・支援者の皆さん（撮影：鈴木賢士氏）

在韓被爆者

第44号
2006.5.22

在韓被爆者問題市民会議
〒158-0093 東京都世田谷区上野毛4-33-20
中島竜美方
郵便振替 00130-21355828
電話 03(3701)5916

◆	さらなる努力を （もくじ）	議員懇事務局長 斉藤鉄夫	2
◆	在外被爆者団体と厚労省との懇談会	...	2
◆	在外被爆者団体の厚労大臣への要望書	...	4
◆	ブラジル被爆者協会のことなど	...	7
◆	韓国帰国で打ち切られた健康管理手当支給の闘い	齊藤綏子	7
◆	在外被爆者を支援する会 広瀬方人	...	8
◆	最高裁で問われる「国の在外被爆者政策」	...	11
◆	倉本寛司さんを偲ぶ会について	中島竜美	11
◆	シンポジウム	笹本征男	11
◆	在外被爆者問題を考える（広島）	...	16
◆	市民会議総会・講演の案内 事務局	...	16

市民会議ホームページご覧下さい。
<http://www.campus.ne.jp/~jcpd>
E-mail: jcpd@campus.ne.jp

さらなる努力を

―在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会―事務局長 斉藤鉄夫



四月五日、東京で「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」の総会を開催した。

今回の総会開催にあたって新たな議員の懇談会入会を呼びかけたところ、総勢四一名の会となり、当日は自民・民主・公明・共産・社民各党からの出席を見ることができた。

総会に参加して頂いた在ブラジル原爆被害者協会の森田隆会長、北米在外被爆者の会の友澤光男代表、韓国原爆被害者協会の朴栄杓会長をはじめとする在外被爆者の代表の皆さんから各国における深刻な状況と改善を求めるご意見をお聞きした。厚生労働省と打ち合わせ導入した支援制度の中に、実際には多くの不具合があることがわかった。

今回はじめて総会に出席した自民党のある議員からは、自身の母親の体験を通し、日本国内でさえ困難な被爆者手帳取得のための証人探しを国外に住みながら行うこと

がいかに大変か、国会議員として改善に努力する旨の決意が述べられた。また会場まで足を運んで頂いた赤松正雄厚生労働副大臣に対し、被爆者協会の代表の皆さんから支援の拡充と改善を求める申し入れを手渡すことができた。

これまでわが国の在外被爆者への対応は、国が裁判に負け、その都度救済の形を変化させながら進んできた。従って裁判結果への対応以上のことは何もなされておらず、そこからは問題解決に向けての国の積

極的な意思や被爆者に同苦する心は残念ながら伝わってこない。

子供の頃、親からこのように叱られた。「どうせやるなら、人に言われる前にやれ。同じ良いことをしても、人から言われてやったのではその価値は半分以下だ」。国の対応は、親に怒られしぶしぶ応じている子供の姿に似ていると言えば言い過ぎだろうか。

被爆六十年が過ぎた今、制度改善のため私たちに残された時間は決して多くはない。「被爆者はどこにいても被爆者」との信念を、党派を超えてでき得る限り広めていきたい。そして日本の被爆者と同等の援護実現をめざし、さらなる努力を続けていきたい。

在外被爆者団体と厚生省健康局との懇談会

(〇六・四・五・衆議院第一議員会館第二会議室にて)

▽在外被爆者団体

韓国原爆被害者協会会長・朴栄杓氏
同協会李康寧氏原告代理・李太宰氏(韓国原爆被害者二世会)

北米被爆者の会代表・友澤光男氏

在ブラジル原爆被害者協会会長・森田隆氏、同協会事務局長・森田綾子氏、同理事・

盆子原国彦氏、同理事・森田綾子氏

▽厚生労働省

赤松厚労相副大臣

石井健康局総務課長、佐野指導室長ほか四名、

石田援護企画係長

▽他に支援団体メンバーの傍聴。

議員懇談会事務局長・斉藤鉄夫衆院議員の司会ではじまる。

まず、石井副大臣に、三団体がそれぞれ

要望書（本号別ページに記載）を提出。

次に、斉藤事務局長が、議員懇で出された在外被爆者団体からの要望をまとめて、石井課長にぶつける。

1 医療費十三万円の上限を撤廃してほしい。十三万円に達しなかった人の分をそれ以上使う必要がある人にまわす裁量がのぞまれる。（韓国）

2 介護手当を支給してほしい。（韓国）

3 三百名強が手帳をもっていない。四十億円支給以前からの協会員で、韓国での手当は受けているが、この人たちに手帳を支給してほしい。

もう高齢のため証人をみつけることは困難であり、認知症にもなってきたので、くわしい記憶も消えてきている。（韓国）

4 保険医療制度が複雑で民間機関のため、高額払い込みが必要で、貧しいものは入っていないため、医療助成の対象にならずにいる。この人たちに支給してほしい。（ブラジル）

5 帰国治療だが、元氣な人は許可され、重病の場合は断られる。毎年来る人全く来れない人、あまりにも不公平。帰国治療でなく、現地治療の援助に切り替えてほしい。（アメリカ、ブラジル）
6 検診団は、治療をともなわない検診のため効果が薄い。病気のため検診場所に行けないという不公平も生じてい

る。（ブラジル、アメリカ）

7 確認証発行のための現地調査が、長崎市はやってきて早く発行してくれるが、広島市も同様にしてほしい。

石井課長答弁

1 十三万円上限撤廃は応じられない。大韓赤十字社と一年ほどまえに合意しているし、十三万円に満たなかった分は、検診上の財源に充てることも決めている。特例として、十四万二千円まではよいことにしてある。

2 介護手当は、ほかの手当とちがって不特定額なので、むりだ。地域福祉の問題のため地方自治体の財源もはいつている。

3 手帳をもちたいというが、国内でも証人が必要としている。特別扱いはできない。

4 帰国治療は、やめたほうがよいのかどうか、意見を統一してほしい。

5 広島市は、派遣調査は考えていない。国としては、事業の予算の応援はしているが、あとはそれぞれの自治体の問題。

石井課長の答弁はきわめて高圧的。局長通達により長く在外被爆者への援護法適用をこぼみ、ようやく昨年、保険医療助成事業をはじめたとはいえ、あまりにも遅きに

失したゆえに起きている問題点を、真摯に聞こうとする態度に欠けていた。まるで、ここまで言うことを聞いたのに、文句などんでもない、どこまで要望すれば気が済むのだ、とても思っているかに見える答弁の仕方に見えた。

斉藤議員が、たしなめる。

「以前より前進したことは皆評価している。事業をはじめてみて一年、これこれの問題が生じたという要望なので、一年前に合意したからだめというのは如何なものか。現状を聞く耳をもってほしい」

森田理事

「願ったことの結果がちがっていた。全員が保険に入れるように応援してほしい、と主張していた。現在は、裕福な人だけに十三万円が出る。

新規に保険に入る場合、保険料が高いのです」

斉藤事務局長

「是非検討してほしい」

韓国

「二年実行してみても考えてみようとの話もあった。一年経っての問題点なので、考えてほしい。

厚労省はとにかく早く実施しなかったものであり、すべてに十分な合意があったとは思えない。被爆者はどこにいても被爆者との立場に立てば、何らかの方法が見出せるはずだ。

要 望 書

厚生労働大臣

川崎二郎 殿

厚生労働省は法律的にも、人道的にも、在外被爆者を公平に支援する責任がある。

よって、

1. 原爆手帳の申請、取得が日本国外から可能とすべきである。(高齢のため、日本までの長旅は不可能である)
2. 手当などの申請、すべてが国外から出来るようにすべきである。
3. 時効の適用は、すべて取り消すべきだ。(五年前以上に被爆者が死んだから、葬祭料を支払わないというのは、死者に対しての冒涇であり、遺族に対して不公平の極みであると同時に、葬祭料支給の意義に反する)
4. 医療費助成の上限を撤廃すべきだ。(上限がある限り、重病で医療費の負担が多い被爆者ほど苦しむ事になる)
5. 日本まで行けない、また、検診場まで行けない高齢、重病の被爆者にとって、帰国治療事業または、検診団事業は不公平であり、無用の長物である。すべての被爆者に公平であるためにこれらの事業に費やす資金を「証人探し」「特別支援金」などに活用すべきだ。
6. 総体的に厚生労働省の在外被爆者に対する支援救済は、重病人に重点をおくべきである。
7. 何の支援、手当も受けられずに死亡した被爆者を含めて30年以上も差別されてきた在外被爆者に対しての補償金を支払うべきだ。

平成18年4月5日

北米在外被爆者の会

会長 向井 司

代表 友沢光男

日本では三十七前から援護を受けているのだから、先ほどの要求を弱める気はない。会員中には、過去についても請求したい意見がある。」

別な配慮が必要であり、その心が欲しい。七万名が被爆し、今生存するのは二千四百名のみ。その人たちもいつ死ぬかわからない。長い間の恨が解かれ、慰労が受けられるような対策を一日も早く実行してほしい。」

森田理事
「長く差別を受けてきた。もう余命がない。気の毒な最期をする人が多いので、一日も早く援護の道を開いてほしい。現地医療の配慮をしてほしい。現地医療、これ以外にありません」

「二度とおこさないように解決することが大事。家族には話しているので、家族に聞く調査もしてほしい。行政にかかわっている人こそ現場の苦しみを理解し、それを立法府に要求する役割をもっているはずだ。

友澤代表
「日本に來い、といわれても、病気で動けず、死んでもらえなかった人たちがいる。現地での手帳支給はできるはずだ。

日本の被爆者と同じに上限をもうけないでほしい。同等にすべきである。

被爆者はどこにいても被爆者。どこにいても同じ援護を受けねばならない。とりわけ韓国は強制的に連行されたのだから、特

い。」
検診に行けない人への手当をしてほしい。」

最終、(これだけやってやったのに、まだ文句があるか)という態度であった石井課長。はるばるやってこられた代表たちの失望はどんなであったか。

(文責・石川逸子)

要 望 書

厚生労働大臣
川崎二郎 殿

いつの間にか被爆60年が過ぎ、2006年の春を迎えています。韓国原爆被害者協会では、創立以来、日本に対して一貫して、韓国の被爆者は三重の被害者であるので、謝罪と補償を要求してきましたが、日本政府は韓日の国交正常化条約により全部清算されたとして、その要求を相手にもしてきませんでした。

1970年代以来、多くの裁判をつうじて、一つ一つ障害物を乗り越え、今日に至っています。この間、時代が変わり、日本政府は折々に、在外被爆者に対して人道的支援を発してきましたが、全体の施策は、負けた裁判の後始末を繰り返すだけの取り繕い策にすぎません。

今、韓国には被爆者健康手帳を所持していない被爆者が協会会員だけでも300名ほどおり、この数は全会員の12%に該当します。この人たちは、高齢で動くことができない人、また60年の長い歴史が流れたために当時の記憶をよみがえらせることができない人、証人を見つけることができない人たちです。

この人たちに手帳を取得させることが、私たちの最大の任務であると認識しており、日本政府も誠実に人道的な立場から対処してくださるよう、以下のとおり要望します。

1. 高齢の被爆者や病床にある被爆者も、日本に行かなければ手帳を取得することができないという方針を変えて、担当官を韓国に派遣して対面審査を行い、被爆者健康手帳の交付を行うようにしてください。
2. 昨年から実施されている医療支援事業は、年間13万円の上限線がありますが、この上限線を撤廃するか、大韓赤十字社に裁量権を与えて、より効果的な医療支援が行われるようにしてください。
3. 援護法上の介護手当を在外被爆者に適用することが事務的に難しいという話を聞いていますが、大部分の協会会員たちは理解できずにいます。これもまた改める方向で再検討され、在外被爆者も介護手当を受け取ることができるようにしてください。

2006年4月5日

社団法人 韓国原爆被害者協会
会長 朴栄杓（パク・ヨンピョ）

要 望 書

厚生労働大臣

川崎二郎 殿

海外に住む被爆者が何故 402号通達に見られる違法な行政によって国内被爆者と29年間も援護の差別を受けなければならなかったか、その根本原因を説明して貰いたい。(個々の問題ではなく大きく何故と)

被爆者手帳と、確認証について

現在ブラジルからは、被爆者手帳申請書を各県宛てに送付しています。県で審査され、被爆者で有ると確認された方は、元気で日本に行ける方は日本に行き、係官と面接質問を受け、手帳が発行されています。日本に行けない老齢、病弱な方には確認証が発行されています。この確認証をもらった被爆者は日本に行けないのですから、領事館で領事が直接面接確認した後、県から手帳を発行して頂いて送付して頂きたいと要望します。

今、私達ブラジルの被爆者が一番望んでいることは、現地での診察、治療です。ブラジル(南米)の場合は、他の国と違って日本との距離が遠く、被爆者は年老いて日本に行くことが年々困難になってきていて、残された問題はこれだけですから、もう一度全体の援護策を再検討して頂いて、一日も早く現地での治療の実現を要望致します。

2006年4月5日

在ブラジル原爆被爆者協会 会長 森田 隆

ブラジルからの便り

今朝のニッケイ新聞に(中国新聞記事より引用として)被爆者手帳広島県が申請却下、在ブラジル2人提訴へ・・・とあった。

被爆61年、こうした記事に私たち現地の被爆者は行政のもどかしさに怒りを覚えます。

去る4月5日の厚生労働省健康局との意見交換においての課長発言は、過去30年にわたる厚生省の官僚施策の継続として残念でありません。

裁判が在外被爆者の拠りどころになっている現在、老齢の被爆者は前途に希望が求められるのでしょうか? 不安でなりません。

最高裁の判決6月13日が待たれます。

ブラジル被爆者は一丸になり在外被爆者の現地での検診、治療の実現を目指して訴えてゆきます・・・。

皆さんの変らぬご支援をお願いいたします。

2006年5月11日

森田 隆

ブラジル被爆者協会のことなど

斉藤綏子（ヤスコ）（森田さんの娘さん）

今年四月五日十時から議員会館で行われた「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」に、韓国、米国、ブラジルの代表の方が出席され、新しく議員懇談会に入られた議員の方の紹介などもあり、まだ残されている援護についての討論などが行われました。

その後引き続き厚生労働省健康局との意見交換が行われたのですが、厚生労働省からは昨年行われた会議で検討された事を踏まえての意見が出され、それに反発することが無理な様な雰囲気では会議を終わりました。何のたのめ意見交換の会だったか出席した各国代表に不満が残る会議でした。その後赤松厚生副大臣に要請書を手渡ししました。

要請の大きな問題は二つあり、手帳取得のことと医療費支援（十三万円）の上限を無くして頂くこの二つで、被爆者手帳の取れないかたは韓国で三百名、ブラジルで六名、この方々はブラジルでは一九八七年、韓国では一九九〇年以前、四十億円が出される以前、それぞれの國で聴き取り調査が

行われ被爆者だと認められた方々、ブラジルの場合当時の厚生省職員、県庁の職員が立ち会って、この方は被爆者だと確認され協会の会員になった方で、書類は全て県庁に保管されていて、四〇二号通達のため調査はされずそのままになっていた。二〇〇三年裁判で勝ってから、調査がされ証人が見つからず手帳がもらえない方です。もし当時調査されていたら証人は探し出されていたかも知れません。今回の厚生労働省の課長の答弁では、日本でも証人を捜すのは大変で、海外の方を特別扱いにする事は出来ないと言われましたが、日本に住んでいる人は今まで何十年と機会があるのに申請しなかった方で、在外の被爆者は十何年前に書類を出しながら調査されなかった、この事をもう一度考慮して頂く必要があると考えます。事情が全く違います。次に医療費支援についてですが、ブラジルの場合民間保険に入っている人に対し、保険料の支払い領収書を年

度末に日本に送り十三万円の限度内で支払いを受けています。しかし支払いを受けている人は今まで民間保険に入っていた方々が主で、新規加入は六十歳を越えた方々には保険掛け金がとても高く、入りたくても入れないというのが現状です。

最後に一九八四年の在ブラジル原被爆者協会設立当時から二千六年四月までの協会員動向を見ますと

総数	二百四十一名
現在会員数	百三十五名
死亡者数	六十五名
日本に帰国者数	三名
北米に再移住者数	二名
行方不明者数	二十六名
非該当者数	九名
非会員数	一名

となつていますが、百三十五名の会員中、手帳の無い方六名、確認証を貰っている方二名となつています。その他に協会に加入されていない方が数十名住んでおられると思います。



韓国人被爆者と共に

韓国帰国で打ち切られた健康管理手当支給の闘い

日本人原告 廣瀬方人（在外被爆者を支援する会事務局）

1. 健康管理手当が打ち切られるまでの経過

私は平成六年八月、中国東北部黒竜江省の省都ハルビンの大学に日本語教師として勤務するために出国しました。

三人の子供たちはそれぞれ独立して夫婦二人だけの生活でしたから妻もいっしょに長崎市役所で転出の手続きをしました。日本国内だったら転出欄には「市町村名や番地」を記入するのですが、そのとき私が中国に行くと言ったら、市役所の窓口の係に「転出欄には、中国と記入するだけでいい」と告げられたので詳細な所番地は記入しませんでした。その時には、もちろん、「外国に行けば健康管理手当は支給されない」ということは市民課の窓口では言われませんでした。

当時、私は定年で大学をやめ、健康保険は私学共済組合から国民健康保険組合に変わっていました。二人とも国外に行くので国民健康保険組合も脱退しました。

翌平成七年七月、大学の夏休みで帰国した時、妻が「中国に行くまで毎月、銀行に振り込まれていた被爆者健康管理手当が振

り込まれていない」と言いました。私が長崎市役所の原爆対策課に電話をして、「健康管理手当」が銀行口座に振り込まれていない旨を告げると、対応した市役所の係りが「あなたが外国に行かれたとの連絡があったので打ち切りました。『健康管理手当』は外国にいる人には適応されないことになっているのです」と答えました。私は『健康管理手当』とはそんなものかと思って電話を切りました。

2. 長崎市の対応

帰国すると、妻が高血圧と心臓疾患で病院に行く必要があったので、すぐに国民健康保険組合に再加入し、私だけ再び中国に渡りました。国民健康保険組合にはそのまま加入していました。すると再び『健康管理手当』が銀行口座に振り込まれるようになりました。結局、私の『健康管理手当』は平成六年九月から翌平成七年六月までの十ヶ月間支給が打ち切られた形となりました。市役所の職員の女性は「この手当ては外国に居住している人には支給されない」と当然のように私に告げました。昭和四九

年に出された厚生省の局長通達（いわゆる「402号通達」）などの説明は一切ありませんでした。

私が長崎市役所の原爆対策課に外国に行く事を通知したわけではありませんが、長崎市役所の内部では、市民課に外国に移住する事を届け出ると、健康管理手当受給者の場合は、それが原爆対策課に通知されて、本人への連絡もなく支給が打ち切られる仕組みになっているようです。

3. どうしてすぐに裁判を起こさなかったのか

上に述べたように、最初は不審に思っ市役所の原爆対策課に電話しましたが、市の職員が即座に「この手当は海外に居住している人には適用されない」と答えるのを聞けば、法治国家である日本の普通の日本人ならば、それを信じて疑わないのが当然です。

私は中国で日本語教師として四年間勤務し、平成十年九月に帰国しました。そして平成十一年六月一日、テレビのニュースで韓国人被爆者の郭貴勲さんの大阪地裁での判決を見ました。郭さんは、広島で被爆し、日本で治療を受けて健康管理手当を受給していましたが、韓国に帰国したのを理由にその手当を打ち切られたのは不当だとして大阪地裁に提訴した方でした。判決では「被爆者はどこに

いても被爆者。韓国に帰国したことを理由に健康管理手当の支給を打ち切るのは不当だ」というものでした。

一緒にテレビを見ていた妻に「私も裁判を起こそうか」と半分冗談で言いました。しかしとても本気で裁判を起こす気持ちはありませんでした。まず、裁判の経験が全くありませんので、裁判の手續きの仕方が分かりません。当然弁護士に相談しなければ進まないことはわかっていましたが、妻が「弁護士費用はどうしますか？高いのではないですか」という言葉で、手續きも面倒のようだし、費用もかかるので、私にとっては打ち切られた健康管理手当の額を考えると、とても裁判に訴えて支給を主張することは考えられませんでした。訴える相手が市長だというのをも心を重くしました。このようにして妻とも相談の上、長崎地裁への提訴をしない事にしました。普通の市民の普通感覚でした。

4. その後、なぜ長崎地裁に提訴したか

郭貴勲さんの判決のニュースを見た直後、私は郭さんと同じように、長崎で被爆した李康寧さんが「被爆者手帳を交付されて長崎で治療を受け、『健康管理手当』を受給していたのに、韓国に帰国したら『健康管理手当』を打ち切られたのは不当だ」と

長崎地裁に「健康管理手当」の支給を求める訴えを起こしていることを知りました。

私は、国および長崎市が、手当て打ち切りの理由として「日本社会の構成員でない者には『健康管理手当』の受給資格はない」として李康寧さんに対する健康管理手当の支給を拒んでいることを知りました。同時に韓国人被爆者の李康寧さんが「私は日本国民として日本が勝つ事を願って一生懸命に働いた。そして被爆した。日本政府および長崎市は当然、日本国内にいる日本人被爆者と同じように原爆被爆の特殊性を考えて韓国に居住する自分にも『健康管理手当』を支給するべきだ」と訴えていることも知りました。

私は李康寧さんの言葉を聞いて強く心を打たれました。「ほんとうにこの人の言う通りだ。当時日本人として長崎三菱兵器工場で働いていて被爆した。自分が日本の勝利のために懸命に働いていたことには一点の曇りもない。そのような自分には、韓国に帰ったから被爆者ではなくなつたというのは、自分の人間としての存在と生き方を否定されたことになる。そのときの自分は一体何だったのか？そのときの自分は何だったのかと日本人全体に問いただしている」と感じました。

そしてもう一つ納得のいかないことがありました。被告の国および長崎市が「日本社会の構成員でないものには『健康管理手当』は適用されない」という反論に疑問を感じました。私自身は長崎市に自宅を持ち、固定資産税を納め、れっきとした日本社会の構成員だったはずだ。それなのに『健康管理手当』を打ち切られたのは不当だった」と思いました。私が打ち切られた「健康管理手当」の額は三十数万円でしたが、李康寧さんの裁判における国および長崎市の矛盾した態度をただすためにも私自身も訴えを起こすことを決意し、平成一年九月一日に私の「健康管理手当」の未払いに対する支給の訴えを起こしました。

5. 長崎地裁での勝訴判決と福岡高裁の判決―時効の問題について

長崎地裁では、国および長崎市が「請求はすでに時効期限を過ぎているから無効」とする反論に対して「当時の厚生省の局長通達によって請求の道が閉ざされていたのであるから、時効によって請求権が消滅しているとするのは『職権の乱用』である」ということで支給の判決がありました。私は、海外居住者に対する打ち切りの問題としてこの問題を認識していたのに、長崎地裁での国と長崎市の反論から、にわかに「時

効の問題』が表面化してきました。

そして国と長崎市がこの判決を不服として控訴した福岡高裁では、平成四年二月二七日、「廣瀬方人」には、『健康管理手当』の受給権があったけれども、『時効』によってその受給権は消滅した」という判決が下されました。市民が行政機関から不利益をこうむった時、その不利益に対して異議を申し立てることが出来る期間は五年だという地方自治法の条項が適用されたのです。

「被爆者はどこにいても被爆者であり、被爆者に対する各種手当は海外に居住していても支給されるべきである」という判断が定着しているにもかかわらず、「請求の時が五年を過ぎていて時効になっているから受給権は消滅した」という福岡高裁の判決は、被爆者がおかれていた実情を全く無視したものだと思います。

なぜなら、昭和四八年に出された局長通達（いわゆる402号通達）を長崎市が鵜呑みにしてそれをそのまま運用した結果、私が出国したときに長崎市は私に対する「健康管理手当」の支給を打ち切りました。そして私が、支給が打ち切られているのに気がついて長崎市役所の担当課に電話した時、長崎市は依然として、先の局長通達の通り「健康管理手当は海外居住者には支給されない」と私に告げたのです。

先にも述べたように、法治国日本に居住する私がそれを聞いたとき、それは法に従うほかはないと考えるのは当然ではないでしょうか。福岡高裁判決は「そうであつても国と長崎市に請求しなかったのは本人の責任或いは過失だ」といつているように思えます。「海外在住者には受給権はない」と長崎市の担当職員に告げられた時、その言葉は私が請求する権利を阻むものでした。私の責任や過失ではありません。もっと言えば、市の担当職員からは私に対して、法律の内容と昭和四九年に出された厚生省の局長通達についても一言の説明もありませんでした。実は、市の担当職員も、なぜ海外居住者には健康管理手当が支給されないのかという理由を説明できなかったでしょう。そのような状況なのに、どうして私が請求をしなかったからといって私の責任になるのでしょうか。

私は一五歳の時、学徒動員で三菱長崎造船所に勤務しました。原子爆弾が炸裂した時、屋内に居たことと、四・八キロの距離にいたことで両腕の傷だけで助かりました。しかし、原子爆弾、特にその放射能の影響が明らかにされるに従って、自分の子供たちに放射能の影響が現れるのではないかとひそかに恐れてきました。昭和三四年三月に長女が生まれた時、目だつ所に真っ

赤なあざがありました。非常に目につく「あざ」でした。女の子ではありませんし、家内は生まれて間もない長女を連れて大学病院で放射線による「あざ」の治療を受けました。幸いに長女は結婚して三人の子どもに恵まれ、現在まで孫たちにも異常が見られませんでした。内心ほっとしていますが、長女の目立ちすぎる「真っ赤なあざ」は私の被爆のせいではないかとその時は本当に心配しました。しかし私はそのことを家内にも言うことは出来ませんでした。生きていく限り誰にでも苦しみや悩みはありますが、私のこの誰にもいえない悩みは私が被爆しなければ負うことはなかった悩みだと思います。それはお金では換えられないものですが、時効だから権利が消滅したとして切り捨てられる事は私にとって耐えられない口惜しいことです。福岡高裁の判決を聞いたとき、私は、裁判長にも家族がありそのための苦労や悩みがあるだろうに、被爆者のケロイドの下に隠されている傷をどうして分かってももらえないのだろうと本当に口惜しい思いをしました。

6. なぜ私は国を相手にしたのか

被爆者援護法や原爆医療法が国家補償的な配慮や人道的見地から作られた法律であることは、現在までのいくつも地裁や高裁

の判決でも明確にされています。被爆者援護法がこのような立法趣旨である以上、被爆者の援護については当然、国が行うべきだと思います。地方自治体はいろいろな施策によって地域住民に奉仕すべき立場にあるものですから、被爆者援護法にかかわる被爆者に対しては国自身がその対策を行うべきものです。

国が自ら行うべき施策を地方自治体に押し付けたために、結果として在外被爆者は切り捨てられることになりました。地方自治体は国外居住者に対しては手が及ばないわけですから。このように考えると、国外在住の被爆者の救済については、国が前面に立たなければ問題は解決しません。

7. 最高裁口頭弁論に期待すること

○四年三月の福岡高裁逆転敗訴の後、支援者の方と相談して最高裁に上告しました。しかしそれから丸二年、最高裁からは何の連絡もありませんでした。最高裁に上告しても、「上告棄却」で門前払いが多いと聞いていましたので、私の上告も門前払いなのかと歯がゆい思いをしていました。

○六年二月八日、広島高裁で同じ内容の裁判に対して、「被爆者の訴えに対して時効を適用することは著しく正義に反する。その壁を作っていたのは国自身であるから」

と、私の福岡高裁判決と全く逆の判決が出ました。国は広島高裁の判決に対して、福岡高裁と反対の判決が出されたので最高裁の判断を仰ぎたいと上告をし、今回、私が最高裁で口頭陳述をする機会が与えられました。最高裁の良識ある判断を期待してい

最高裁で問われる “国の在外被爆者政策”

中島竜美（在韓被爆者問題市民会議代表）

今年四月四日、日・韓・アメリカ・ブラジル被爆者代表をはじめ、各地支援団体、マスコミ関係者がつめかけた最高裁第三小法廷では、在外被爆者裁判として初の口頭弁論が開かれた。

この日取り上げられたのはいづれも長崎のケースで、郭貴勲裁判に次ぐ健康管理手当（以下「手当」）の継続支給を争うものである。李康寧裁判（福岡高裁勝訴、二〇〇三年二月）は国が上告。広瀬方人裁判（福岡高裁逆転敗訴、二〇〇四年三月）では、李裁判同様地裁で勝訴したものの、提訴から五年以上前の未払い分は「時効」が成立とされたことから控訴。高裁でそれが認められず、広瀬方人側から上告していた事件である。この日は同じ法廷で二つの口頭弁論が引き続き行われた。特に長崎在住の広

ですが、最高裁で時効が不当であるという判断が示されれば、韓国を中心に約千人といわれる在外被爆者の救済に道が開かれることとなります。私が願っていることもまたそのことなのです。

瀬さんが中国の大学へ講師として出張していた間、それまで振り込まれていた「手当」が停止されていたという彼の陳述は、国籍を問わず「日本の領域を越えると失権する」とした局長通達四〇二号の実態をまざまざと伝えていた。

前回の会報四三号でもふれているように、広瀬裁判に次いで「手当」の「時効」問題で争っていた在ブラジル被爆者裁判の控訴審（広島高裁、二〇〇六年二月）では、「著しく正義に反する」とした完全勝訴の判決がすでに下っている。こうしてみると郭貴勲大阪高裁判決（二〇〇二年十二月）確定以降、司法の流れは確実に原告側にとって有利な方向へ変わってきている。また、一般に最高裁で口頭弁論が開かれる場合は、高裁判決が逆転する可能性が高いといわれ

ており、今度のケースにも楽観視する声も聞かれるが、裁判の結果だけは蓋を開けてみるまで予断は禁物である。

特に在外被爆者裁判に限っていえば、最終段階まできたのは孫振斗最高裁判決（一九七八年三月）以来のことだ。その間在韓被爆者のたゆみない戦いが冷戦終結後、それまで分断されていた在アメリカ・在ブラジル被爆者との共同行動への道を拓くに至った。

郭貴勲大阪地裁第七回公判に、故倉本寛司在米被爆者代表・森田隆在ブラジル被爆者代表の二人が証人として出廷したのも、その表れの一つである。同様に今度同じ法廷で口頭弁論が開かれた広瀬裁判は、日本人被爆者として在韓被爆者と同じ体験をしたことから連帯が生まれ、李康寧さん支援の志をこめて提訴に踏み切ったと聞く。

思えば長い道のりであったが、治療を求めて韓国から「密航」した孫振斗さんが病床から起こした「手帳」裁判は、最高裁判決によって初めて被爆被害をもたらした国の責任を認めるところとなり、その成果は郭裁判後の在外被爆者裁判へ着実に受け継がれてきている。

戦後日本が行ってきた分断政策の上に、局長通達四〇二号によって被爆法からも排除してきた国の在外被爆者対策に対して、

各地下級審の殆んどは誤った運用行政を指摘、現行法の趣旨に基づいた司法判断を下してきた。

こうした在外被爆者側勝訴判決の積み重ねの上に立って迎えたこのたびの最高裁の審議には、限られた時間も少なく、差別され続けてきた国外在住被爆者に国が抜本的な政策を打ち出すよう、心のこもった判決を期待したい。

（注）来る六月十三日午前十時三十分判決。

龍田弁護士の「準備書面」

平成16年（行ヒ）第145号

健康管理手当支給等請求事件

上告人 広瀬方人

被上告人 国

準備書面

2006年3月23日

最高裁判所 第三小法廷 御中

上告人訴訟代理人弁護士 龍田紘一郎

記

第1 原爆三法の事務構造

1 原爆三法に基づく事務は本来国の事務である。

2 ところで原爆三法に基づく国の事務全てが機関委任された事務、或いは法定受託された事務に帰する訳ではない。例えば、

医療給付は厚生大臣が行うものとされているような、法の明文をもって国に留保されている事務だけが機関委任事務或いは法廷受託事務の属さないというのではない。機関委任事務或いは法定受託事務である以上、自ずから制約があり、地方自治事務になじまないものは、法令の解釈上、機関委任事務或いは法定受託事務から除外されるのが当然の理である。

3 機関委任事務或いは法定受託事務としたのは、被爆者の圧倒的多数が地方自治体の住民或いは現在民（以下、住民）であることに着目したからに他ならない。国の事務の地方自治体転嫁は住民である被爆者の利便に資するが故に、それが主たる理由としてあるが故に、合理性がある。

4 健康管理手当交付の事務管轄についても、理は同じ。法律上の被爆者は、被爆要件を具備し、かつ、原爆手帳の交付を受けた者であって、日本人であるとか、日本国内の住民とか日本国内現在者に限定されない。健康管理手帳の交付事務を機関委任事務或いは法定受託事務としたため、機関間の無責任は事務回避、たらい回しの発生その他、事務障害のおそれが想定されることになった。これを防止し、被爆者のために、被爆者手帳交付事務が適正に遂行されるように事務管轄を定める基準として、居住地、

現在地が選択されたのである。在外被爆者を排除するための規定ではない。

5 事務手続法定の意義

元来、事務手続は法の執行事務に属し、行政機関が法の趣旨目的に沿って事業を適正に執行する合理的、技術的手続を定めることは、行政の裁量に属する。しかし、法適用対象者の地位、権利の擁護の目的から、行政の恣意を掣肘、排除するため、重要な手続き事項を法定するやり方が立法府によってとられているのである。法定の手続事項規定とても被爆者の範囲を限定する効力を有さない。地方自治になじまない在外被爆者の援護事務は健康管理手帳の交付事務から諸手当の給付事務に至るまで、国の事務に留保されていて、機関委任事務に包含されない。行政府が実施するための諸手続を定めることは、法が明文を置いていない以上、政令に委ねられているのである。その意味で、最近になって、行政府が手当申請手続の一部を在外公館で取扱うこととし、これに政令で対処したのは当然のことである。但し、対処は遅きに失し、かつ、不当に限定的で、また本人主義、出頭主義など不合理な諸制約を課しており、行政の恣意が決して杞憂ではないことを示している。

6 在外被爆者の居住又は所在した最後

の都道府県等の受任事務とする論は、憲法上の地方自治の本旨に反し、地方自治法を逸脱した解釈であって、違法である。

第2 従来の行政の取扱い

1 かつて政府は、被爆者が受任機関の行政区域を越えると被爆者の健康手帳を失効させていた。原爆法に關していえば、違法な解釈運用であつたが、地方自治法上は、行政区域を超えた以上、転地先機関が次の受任機関となるという点に限っては正当であつた。この場合、失権が生じるのは被爆者ではなく、首長であつたのである。

2 通達402号は、被爆者が行政区域を越えて異動すると失権としていた原爆法の解釈運用を改めた。受任機関の異動の問題であつて、被爆者たる地位の変動ではないことをようやく理解したという点に限っては正当であつた。

3 以上のとおり、行政解釈は、被爆者が行政区域を越えた場合、従前の受任機関

の自治事務ではなくなるという、きわめて正当な解釈運用を行つてきた。ましてや、国境外の民の事務は地方自治事務ではありえない。しかるに、国が在外被爆者について原爆法の解釈の誤りを是正せざるを得ない段になつて、今度は機関委任事務あるいは法定受託の枠組に固執し、最後の住所地機関の事務とすることは、便宜主義的ひょう変であるのみならず、地方自治の本旨、地方自治法を政令によって改ざんする解釈運用である。機関委任事務あるいは法定受託事務は行政区域内の民の事務に限定されなければならない。

第3 破棄、差し戻し

1 以上のとおり、在外被爆者に対する健康管理手当での支給事務は国が実施すべき義務である。

2 原審判決は、国の事務であることを否定したために、時効援用権（適用）の濫用無効の主張に対する判断をしていない。

3 よつて、破棄、差し戻しの判決を求める。

倉本寛司さんを偲ぶ会について

笹本征男（市民会議運営委員）

在米原爆被爆者協会名誉会長の倉本寛司さんが急逝されたのは、二〇〇五年十一月四日（アメリカ時間）のことでした。それから半年あまり経過した、二〇〇六年四月

二十三日、在韓被爆者問題市民会議が主催して、東京の池袋で「倉本寛司さんを偲ぶ会」を開きました。当日、出席した人は市民会議の会員を含めて十二名でしたが、現在、東京



偲ぶ会で話に聞き入るに倉本寛司さんの子息
倉本ペリーさん。

の事務所で働いている倉本さんの子息のペリー・倉本 (Perry Kuramoto) さん、さらに、広島市から弁護士足立修一さん、広島市立大学広島平和研究所の高橋博子さん、東京在住で「アジア系アメリカ人研究会」の須藤達也さんも出席してくれました。

偲ぶ会では、まず広島市原爆資料館が製作した原爆被害者のビデオ証言集の中から、倉本さんが証言しているビデオを上映しました。ビデオの倉本さんは今から二十年あまり前の若い日の姿でした。彼は力強く自分の被爆体験を語っていました。

倉本さんへのそれぞれの思い

市民会議では、偲ぶ会に向けて、ゆかりのある人々にそれぞれの思いを語っていたくようにお願いしました。その結果、以下のように十七名の方々が文章を寄せて下さいました。お名前を敬称を省略して紹介します。倉本節子 (倉本寛司夫人)、友沢光男 (北米被爆者の会代表)、森田隆 (在ブラジル原爆被害者協会会長)、盆子原国彦 (在ブラジル原爆被害者協会理事)、郭貴勲 (韓国原爆被害者協会元会長)、秋葉忠利 (広島市長)、袖井林二郎 (法政大学名誉教授)、田村和之 (在ブラジル・アメリカ被爆者の裁判を支援する会代表)、田中熙巳 (日本被団協事務局長)、藤平典 (日本被団協代表委員)、平野伸人 (韓国の原爆被害者を救援する市民の会長崎支部長)、豊永恵三郎 (韓国の原爆被害者を救援する市民の会広島支部長)、足立修一 (弁護士)、石川逸子 (在韓被爆者問題市民会議)、笹本征男 (市民会議)、銀林美恵子 (市民会議)、中島竜美 (市民会議)。これら十七名の方々の文章は、当日、印刷物にして配布しました。

当日の会場では、これらの文の中から、倉本節子さんの文を市民会議運営委員の石

川逸子さん、友沢光男さん、袖井林二郎さんの文を岡道夫さん、郭貴勲さんの文を小田川興さんが朗読しました。

十七名の文を全部紹介する余裕はありませんが、その中から私が抜粋していくつかを紹介したいと思います。

倉本節子さん——「この度は亡き夫、倉本寛司の為に偲ぶ会を催していただきまして厚く御礼申し上げます。主人は献身的にご奉仕なさってくれる皆様方と接することができました本当に幸せでございました。みなさまのおかげで、彼の夢『海外被爆者にも援護を』が長い険しい道のりを越えてようやく適用される事になりました。もう後二年、生きながらえておりましたら、みなさまと共に喜びを分かち合えたのではないかと非常に残念でございます(略)」。

友沢光男さん——「(略) 倉本さんのことで特に覚えているのはやはり温和な性格の人であるということです(略)。もうひとつ印象深いのは倉本さんが、三十年近く米国の被爆者のために最初は一人で(一九九二〜一九九三年頃からは一緒に来ましたが)毎年欠かさず日本を訪れ、国・広島県・広島市に要請を続けてきたことです。それとても粘り強く(略)」。

郭貴勲さん——「私が初めて倉本さんに

逢ったのは、広島市が八月六日の平和記念式典に在外の被爆者代表を二人呼んで花環を捧げる時でした。二日間のリハーサルや本番で二人仲良く式典に参加しました。以後、アメリカの倉本さん、ブラジルの森田さん、韓国の私達はことある毎に在外被爆者として日本政府に在外被爆者問題解決を迫った同志であったことは周知のことです。森田さんと私は同年輩ですが、倉本さんは二年下でしたが、広い国際的な見識と円満な人格は尊敬の的でした。(略)私の大阪地裁裁判の時、証人として立たれた倉本さんがはっきりと証言しておりますから動かない事実であります。その一部を引用させていただきますと、厚生(当時)省担当官が『倉本さん、あなたたちには同情するけれども、韓国には何万人おるかわからないのに、あなたたちのことをやっていたら日本国も大変だからね……』と何度も韓国の被爆者を引き合いに出され在米の被爆者をディスカレッジしたとのことでした。これが在外被爆者問題の核心であります。通達四〇二号とか、援護法の外国人被爆者を差別するための措置であります。まだまだ在外被爆者問題が解決していないのに彼がいなくて私達は頼みの綱が切れた

思いです。なき彼の冥福を祈ると共に彼を偲ぶ心境は切ないものであります」。

袖井林二郎さん——「寛ちゃん、いま成田空港でアメリカ行きのを待ちながら、これを書いていきます。でも今度の旅にはサンフランシスコで、あなたにお会いする楽しみはありません。決して気楽とはいえぬ日米間のフライトを、あなたは何百回やったことでしょう。頭が下がります。でもね、すべてのヒバクシャが救済され、核兵器が地上からなくなるまで、あなたの魂は、太平洋のどこかをさまよっているような気がします。私たちも頑張ります。またあの世とやらでお会いするまで、しばしお休み下さい」。

偲ぶ会は、この後、私が『核民主主義国』アメリカに生きた原爆被爆者・倉本寛司さん——大統領・州議会・連邦議会への被爆者医療援護法要求を中心に」という短い発表を行った。私は倉本さんが原爆を製造・使用した国アメリカの市民として、自国で被爆者として自らの要求を掲げて闘った姿を紹介したかったです。さらに、中島竜美さんが閉会の挨拶をしました。

ペリー・倉本さんにとって誇らしい父

最後に、子息のペリー・倉本さんの挨拶から、印象に残ったことを紹介して終わりたいと思います。彼が父・倉本さんから広島原爆被爆のことを聞いたのは、倉本さんが在米被爆者運動に係わり始めたころであつたといえます。それまで彼は父の被爆の話は聞いたことがなかったそうです。ペリー・倉本さんは、父が亡くなった後、新聞記者が父のことを次のように言うのを聞いた。「彼は偉大な人であつた」。ペリー・倉本さんはこの部分だけ英語で言いました——He was such a great man.——彼が自分の父をこのように高く評価されたことを、どんなに誇らしく思ったことかと、私の正面にいた子息の表情をじっと見つめていました。

書籍案内



発売(株)近代文芸社一五〇〇円十税
事務局でも取り扱っています。(送料実費)

日本弁護士連合会・広島弁護士会・長崎県弁護士会主催

『シンポジウム 在外被爆者問題を考える』開催

4月8日広島YMCA国際文化ホールにて日本弁護士連合会・広島弁護士会・長崎県弁護士会主催による『シンポジウム―在外被爆者問題を考える―被爆60年 到達点と残された課題』が開催された。開会挨拶を日本弁護士連合会 副会長 伊藤誠一氏、基調報告を日本弁護士連合会人権擁護委員会



金子武嗣氏が行った。その後特別報告を在ブラジル原爆被爆者協会会長の森田 隆氏、北米在外被爆者の会代表の友沢光男氏、韓国原爆被害者協会元会長の郭貴勲氏が行った。また、高木健一弁護士、龍田紘一朗弁護士から報告が行われた。

その後パネルディスカッションが行われた。パネラーは左記の通りである。齊藤鉄夫氏

(衆議院議員、在外被爆者に被爆者援護法を適用させる議員懇談会事務局長)

田村和之氏(龍谷大学教授)

中島竜美氏

(在韓被爆者問題市民会議代表)

李実根氏

(在日本朝鮮人被爆者連絡協議会会長)

長)

二國則昭 弁護士

(2005年度日弁連副会長・広島弁護士会)

参加者は一七〇名以上で、在外被爆者問題の関心の高さがうかがえた。尚、当日会場入口では在外被爆者に関わるパネルの展示や書籍の販売も行われた。

6月3日市民会議総会の案内

総会及び記念講演を以下の日程でおこないますので是非ご参加ください。今回の総会では在外被爆者の裁判の状況や一年間の取り組みについて議論します。

また、特別講演は若手の研究者のヒョン・ムアン氏を招き韓国の政治状況・民主主義の状況についてお話ししていただきます。ご期待ください。

◎日時場所：6月3日(土) 豊島区エポックテン第1研修室にて

借用者名は『豊友会と手をつなぐ会』 豊島区西池袋 2-37-4 (勤労福祉会館3階・4階)

電話 03 - 5952 - 9501 池袋駅西口下車 徒歩7分

1. 総会 午後1時半より2時まで

2. 記念講演 午後2時より

講師：玄武岩(ヒョン・ムアン)氏(東京大学大学院情報学環助手)

著書『韓国のデジタル・デモクラシー』(集英社)など

5月12日付朝日新聞オピニオン面「市民ネットメディア考」で主張掲載

テーマ『韓国のメディアと政治状況』